

第3章 景観計画の区域



たいゆう緑花園の花のパノラマ(大雄地域)

1. 景観計画区域

横手市は、豊かな自然、歴史的街並みなどの良好な景観を創出する資源を市全域に有しており、平成17年の合併以降、これらの資源を活用した「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」に基づく景観づくりを、市全域を対象として進めてきました。

また、市民の景観に対する関心は高く、平成22年に実施したアンケートでは多くの市民から景観づくりのルールが求められています。

これらを踏まえて、横手市においては、これからも市全域にわたり、まちづくりの主役である市民や事業者と行政との協働のもと、良好な景観づくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、横手市の景観づくりの基本となる本計画の対象となる景観計画区域を「横手市全域」とします。

■景観計画区域



2. 景観重点地区

景観計画区域の中で、特に重点的に景観形成を図る必要のある地区を景観重点地区として指定し、より積極的な景観づくりを図っていきます。詳しくは「第7章 景観重点地区に関する事項」を参照してください。

第4章 目指すべき将来像、景観形成の方向性



金峰山から横手盆地を望む(雄物川地域)

1. 目指すべき将来像

(1) 基本理念

横手市は、東に奥羽山脈、西に出羽丘陵と山々に囲まれた横手盆地の中央に位置しており、雄物川・皆瀬川・成瀬川・横手川などの河川が流れ込む平野部には農地が広がり、山麓には広大な果樹園が見られます。このような豊かな自然が美しい景観を創出しており、これらの自然景観と調和した鳥海山の眺めは、多くの市民に愛され親しまれる景観となっています。

奥州藤原氏の平泉文化へと連なる後三年合戦の舞台ともなった横手市は、多くの歴史的・文化的資源を有しています。市街地には、横手市の歴史を今に伝える横手城跡、横手地域の羽黒町・上内町地区の武家町の面影を残す街並みや増田地域増田地区の内蔵を含む街並みなどの歴史的な景観も残っています。また、富士見大通りなどにおいては、良好な都市景観の形成が進められており、かまくら館や秋田ふるさと村などは、周辺との調和に配慮した地域のシンボリックな景観を形成しています。丘陵地には大森リゾート村などの周囲の景観と調和したレクリエーション施設などが整備されており、特に大森公園・真人公園・金沢公園・えがおの丘などからは、山並みを背景に、田園と果樹園に包まれた市街地が広がる美しい横手盆地を眺望することができます。

これらの要素が、横手市に暮らす人々にとっての原風景であり重要な景観資源となっています。この雄大な田園都市的な景観は住む人や訪れる人にやすらぎを与える重要な要素にもなっています。

こうした景観は、横手市の豊かな自然環境を背景に、先人の努力、創意工夫により形成されてきたものであり、後世に継承していくことが市民・事業者・行政の責務であると考えます。景観を守り、育てていく人材を育成しながら、協働により次の世代へと良好な景観をつなげていくことを基本理念とします。

(2) 目指すべき将来像

上記に示した基本理念に基づき、目指すべき景観形成の将来像を以下のように設定します。

**山と川、豊かな自然と歴史あふれる景観を、
守り、育て、つなげる田園都市**

2. 景観形成の方向性

将来像にふさわしい景観形成の方向性を以下のように設定します。

(1) 自然景観形成の方向性

横手市は、東西に位置する奥羽山脈と出羽丘陵の山並み、雄物川・皆瀬川・横手川などの水辺、市街地周辺に広がる田園・果樹園や里山などによる美しい自然景観を有しています。また、鳥海山の眺望は、多くの市民に愛され親しまれている景観的シンボルとなっています。

したがって、これらの美しい自然景観を継承していくため、無秩序な開発を抑制し、山林や河川、農地などの適正な保全に努めます。また、建築物の建築や宅地開発においては、自然景観との調和を図り、周辺の山々からの眺望にも配慮した市街地や周囲の田園などと調和した集落の景観形成を図ります。

(2) 歴史・文化景観形成の方向性

横手市は、古代から多くの有力な豪族の本拠地であり、平安時代には後三年合戦の舞台ともなりました。この合戦は、世界文化遺産に登録された奥州藤原氏の平泉文化へと連なるものであり、こうした地域の歴史や文化を伝える豊かな資源を保全し、活用しながら地域固有の景観形成を図ります。

特に固有の歴史・文化的資源が豊富で、個性的な街並みが残る地区においては、歴史的建造物や統一感のある街並みの連続性を保全します。そして、これらと調和した建築物の誘導などにより、個性ある美しい街並み景観づくりに努めます。

(3) 都市景観形成の方向性

市街地においては、伝統的建造物やシンボルとなる樹木、水辺などの地域固有の景観資源を保全し適正に活用するとともに、公園・寺社・通り・住宅・事業所・駐車場・空き地などにおける積極的な緑化などにより、周辺景観と調和したうるおいとやすらぎが感じられる景観づくりに努めます。

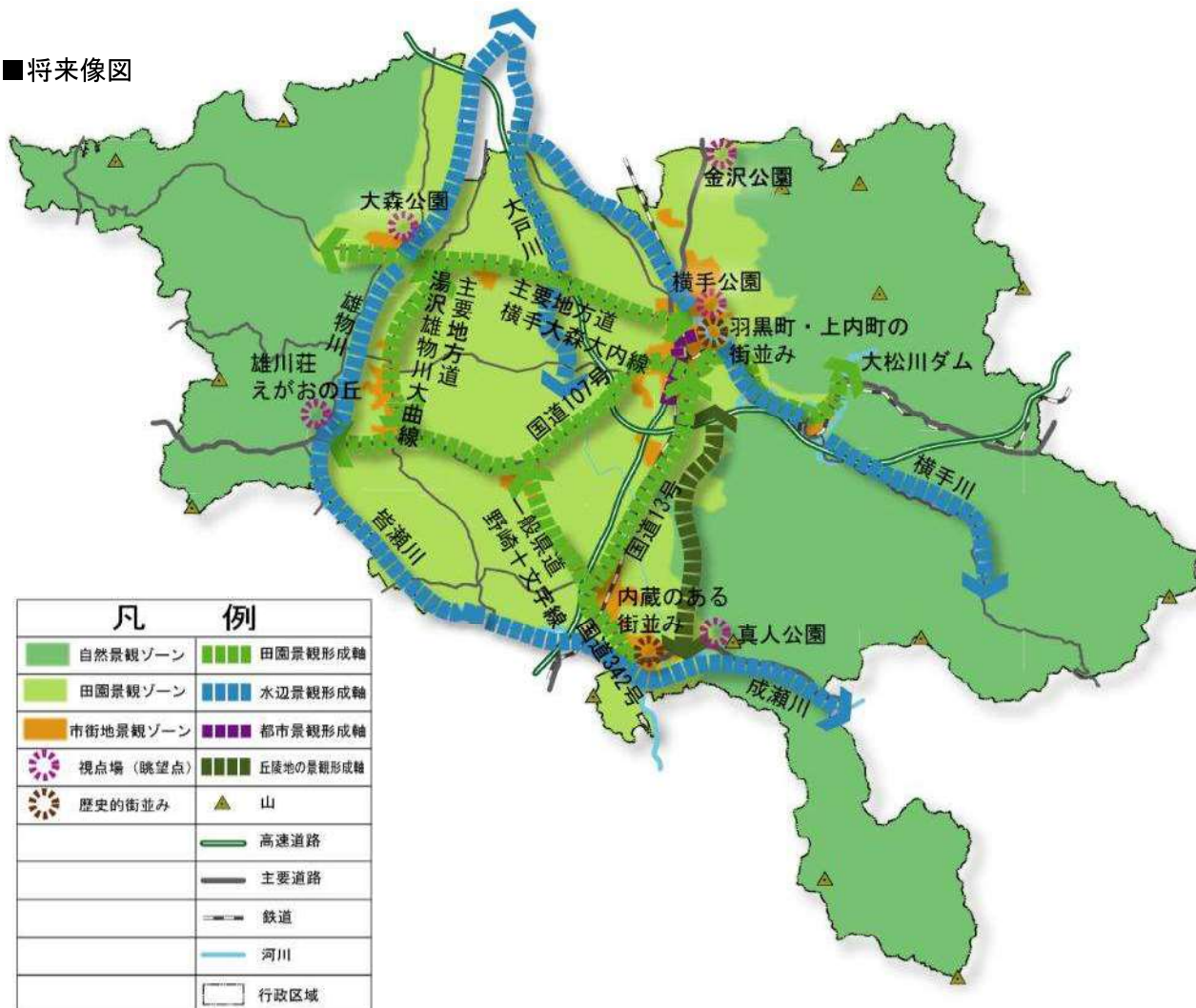
特に市の玄関口であり、魅力的な住宅や都市サービスを提供する横手駅周辺などの市街地では、建築物・工作物・屋外広告物・案内標識などに統一感をもたせ、にぎわいのある美しい街並みの形成に努めます。

また、国道13号や107号などの都市の骨格となる幹線道路沿道やインターチェンジの周辺では、統一感のある街路樹や街路灯の整備、案内標識の整備、沿道の建築物等の適正な誘導に努め、特に富士見大通り沿道は、周辺との調和に配慮した落ち着いた色調を誘導するなど快適な道路景観づくりに努めます。

3. 将来像図

目指すべき将来像及び景観形成の方向性に基づく将来像図を、土地利用や景観資源の分布などを踏まえて以下のように設定します。

■将来像図



- ゾーン
- 自然景観ゾーン**：奥羽山脈と出羽丘陵の山並みなどが良好な自然景観を創出するゾーン
 - 田園景観ゾーン**：横手盆地に広がる農地が良好な田園景観を創出するゾーン
 - 市街地景観ゾーン**：地域の魅力を向上させる良好な市街地景観を創出するゾーン
- 景観形成軸
- 田園景観形成軸**：周囲の良好な田園景観と調和した良好な沿道景観を創出する軸
 - 水辺景観形成軸**：市内を流れる主要な河川が良好な水辺景観を創出する軸
 - 都市景観形成軸**：横手市中心部のイメージとなる良好な沿道景観を創出する軸
 - 丘陵地の景観形成軸**：良好な沿道景観を持ち、市街地や鳥海山などの良好な眺望を保全する軸
- 拠点
- 視点場（眺望点）**：横手盆地の良好な眺望を見ることができる場
 - 歴史的街並み**：後世に継承すべき良好な景観を擁する歴史的街並み

第5章 景観形成の基本方針



農作業と鳥海山(横手地域)

1. ゾーン別景観形成の基本方針

(1) 自然景観ゾーン



■大松川ダム周辺の山々（山内地域）

【対象】都市計画区域外の地域

①概況

自然景観ゾーンは、主に東の奥羽山脈、西の出羽丘陵から続く山地部であり、基本的に都市計画区域外の地域が対象となります。山林をはじめとする豊かな自然資源により、市民からの評価も高い美しい自然景観が創出されています。

②景観形成の基本方針

- ・ 地域間の交流の促進や、観光、都市と農村の交流など、多様で広域的な交流の拡大を図るため、奥羽山脈と出羽丘陵の山々と、雄物川水系の河川が流れる「山と川のある景観」の保全・形成を図ります。
- ・ 谷間に形成された山村集落の良好な景観を保全します。

(2) 田園景観ゾーン



■田園風景（十文字地域）

【対象】都市計画区域内の用途地域や特定用途制限地域の都市近郊型地区、地域拠点型地区には指定されていない地域

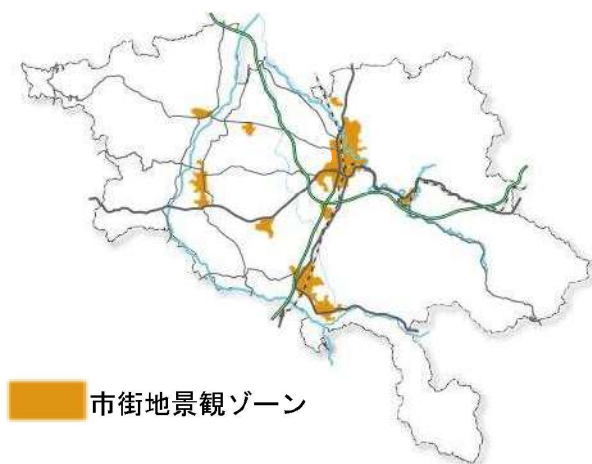
①概況

田園景観ゾーンは、横手盆地に広がる田園地帯であり、都市計画区域内の用途地域や特定用途制限地域の都市近郊型地区、地域拠点型地区には指定されていない地域が対象となります。この地域には広大な農地が広がり、市街地の背景にもなる美しい田園景観を創出しています。また地域内に点在する集落は、鎮守の森や屋敷林、水路などにより、周囲の自然環境と調和した景観を形成しています。

②景観形成の基本方針

- ・ 平野部に広がる雄大な田園景観については、適切な維持管理と土地利用などにより保全を図ります。
- ・ 増加している遊休農地については、田園・里山景観の保全の観点から、良好な景観形成に取り組めます。
- ・ 田園に点在する集落は、鎮守の森や屋敷林、集落内を流れる水路などの保全を図り、良好な田園景観の保全を図ります。

(3) 市街地景観ゾーン



■横手駅周辺の街並み（横手地域）

【対象】都市計画区域内の用途地域又は特定用途制限地域の都市近郊型地区や地域拠点型地区に指定された地域

①概況

市街地景観ゾーンは、すでに市街地が形成されている、あるいは建築物などの立地が進むと見込まれる地域であり、都市計画区域内の用途地域又は特定用途制限地域の都市近郊型地区や地域拠点型地区に指定されている地域が対象となります。

地域の中には、歴史的な街並みが残っている地区や、横手市の玄関となる横手駅周辺など積極的に良好な景観を形成すべき地区があります。

②景観形成の基本方針

- ・地域の個性や魅力を高めるため、市の玄関口となる横手駅周辺をはじめ、各地域の“顔”である中心部や、城下町などの歴史的な面影が残されている街並みについては、景観を保全・形成すべきエリアとして位置づけ、沿道の建物形態や道路景観の向上を図ります。
- ・史跡などの歴史的な資源とその周辺地域の景観の保全を図ります。
- ・工業集積地は、周辺景観との調和に配慮した景観形成を図ります。

2. 軸別景観形成の基本方針

(1) 田園景観形成軸



■主要地方道横手大森大内線(大雄地域)

【対象】 下記道路の沿道

- ・ 国道 13 号：安田交差点～佐賀会沖田交差点
- ・ 国道 107 号：新雄物川橋～道の駅山内
- ・ 国道 342 号：佐賀会沖田交差点～土肥館交差点
- ・ 主要地方道横手大森大内線：大森町上溝字寺内～上真山交差点
- ・ 主要地方道湯沢雄物川大曲線：東槻交差点～横手大森大内線との交差点
- ・ 一般県道野崎十文字線：文化センター入り口交差点～福田交差点

①概況

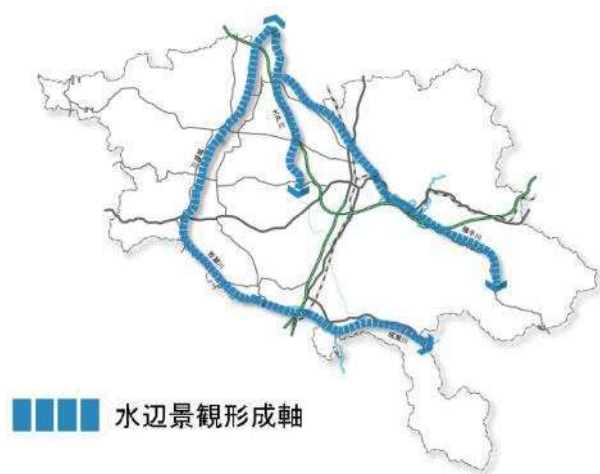
対象となる道路は、各地域を結ぶ主要な道路であり、市民のほか、市外から横手市を訪れる人々も多く利用しています。

これらの道路の沿道景観は、周囲に広がる農地が創出する美しい田園景観となっています。

②景観形成の基本方針

- ・ 各地域を結ぶ主要な道路沿いにおいて、農地の適正な維持管理などにより田園景観の保全を重点的に進めます。

(2) 水辺景観形成軸



■雄物川（大森地域）

【対象】雄物川、皆瀬川、成瀬川、横手川、大戸川の各河川沿い

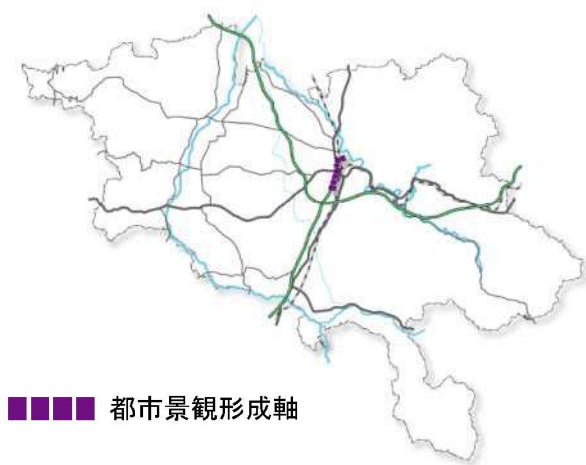
①概況

対象となる雄物川・皆瀬川・成瀬川・横手川・大戸川の河川沿いには、良好な自然環境が形成されており、周囲の山林や農地などとともに美しい自然景観を創出するとともに、市街地や周辺においては、良好な市街地景観形成に寄与しています。

②景観形成の基本方針

- ・ 防災や生き物環境に配慮しながら、水辺に親しめる河川沿いにおいて、快適でうまいのある景観の形成を図ります。

(3) 都市景観形成軸



■富士見大通り（横手地域）

【対象】 富士見大通り（富士見大通り入口交差点から市役所前交差点）及び国道13号の横手インターチェンジ交差点（大堤交差点）から富士見大通り入口交差点までの沿道

①概況

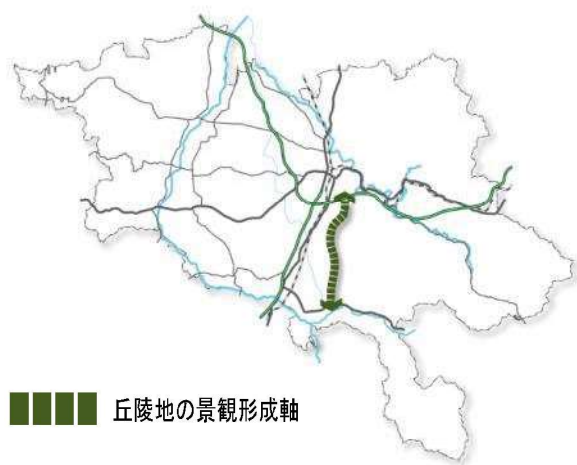
市役所本庁舎・かまくら館の前を東西に通っている富士見大通りは、ゆとりのある歩道や街路樹が整備され、美しい沿道景観を形成しています。しかし、沿道の商業施設の屋外広告物などが良好な景観形成の阻害要因として問題となっているところも見られます。

また、横手インターチェンジから連なる国道13号の沿道は、高速道路を利用する際の横手市の玄関ともいえる地域です。沿道には大規模商業施設が集積しており、その景観はにぎやかではありますが、横手市の顔でもある玄関にふさわしい調和や統一感などが求められます。

②景観形成の基本方針

- ・横手市のイメージを形成する重要な軸となる富士見大通りや横手インターチェンジから連なる国道13号の沿道などにおいては、建物や工作物などについて規制誘導し、良好な景観形成を図ります。

（４）丘陵地の景観形成軸



■雄平フルーツライン（平鹿地域）

【対象】雄平フルーツラインの横手～増田間の沿道

①概況

横手市のほぼ中央部から南に延びる広域農道である雄平フルーツラインの沿道には、美しい緑の山林のほか、地域の特産となるリンゴの果樹園も広がっており、春に咲く白い花と秋に実るリンゴが美しい沿道景観を形成しています。

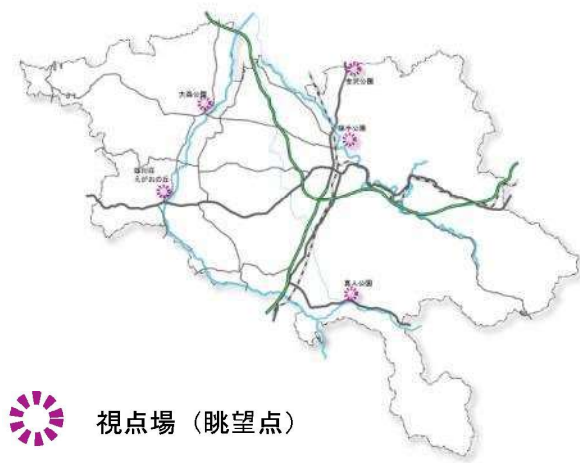
また、丘陵地を通っているため、横手盆地に広がる田園風景や、その背景となる山並みなどを眺望できるポイントが各所にあります。

②景観形成の基本方針

- ・雄平フルーツライン沿いの果樹園の保全とともに、そこからの横手盆地や鳥海山などの眺望の確保を図ります。

3. 拠点別景観形成の基本方針

(1) 視点場（眺望点）



■横手公園からの眺望

【対象】横手公園、大森公園、真人公園、雄川荘、えがおの丘、金沢公園

①概況

丘陵地に整備された横手公園・大森公園・真人公園・雄川荘・えがおの丘・金沢公園は、それ自体が周囲の山林等と調和した景観を形成しているとともに、横手盆地に広がる美しい眺望を眺めることができるポイントとなっています。

②景観形成の基本方針

- ・横手市を代表する市街地や田園を望む視点場（眺望点）について、樹木の維持管理などを行いながら、眺望の確保を図ります。

(2) 歴史的街並み



■増田地区の街並み（増田地域）

【対象】羽黒町・上内町地区の街並み、増田地区の内蔵を含む街並み

①概況

古くからの歴史がある横手市には、多くの歴史的・文化的資源が残っており、特に横手地域の羽黒町・上内町地区や増田地域増田地区には、その歴史を感じることができる街並みが残っています。それらの街並みの保全のため、地区住民などによる良好な景観形成を含めたまちづくりの取り組みが行われています。

地区住民等の合意形成が図られた場合は、景観重点地区等として積極的に街並み景観の保全を図っていくことが望まれます。

②景観形成の基本方針

- ・羽黒町・上内町の街並みや増田地区の内蔵を含む街並みについて、住民の意向を踏まえながら、歴史を感じることができる街並み景観の保全を図ります。